保安林の指定解除予定 中津川都市計画下水道事業の変更認可 都市計画の変更 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 落札者等に関する公示 法及び指示数量 第五種共同漁業権の免許に係る平成二十年度魚種別増殖方 水産動物の採補の禁止の指示 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 保安林の指定施業要件を変更とする予定である旨の通知 保安林に指定する予定である旨の通知 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る 県営土地改良事業の変更計画の決定 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 **農業振興地域の指定に関する告示の一部改正** 岐 阜 目 公 告 県 内水面漁場管理委員会告示 公 報 示 示 次 毎週 (金曜日) (内水面漁場管理委員会) 発行 同 (治 同 農 同 商 (環境生活政策課) (情報企画 同 下 都 同 水 (岐阜農林事務所) 業流通課) 地 市 水 計 政 振 Щ 産 道 策 画 興 課 課 課 課 課 課 Ξ Ξ $\frac{-}{0}$ — — 五 五 Ξ 九 = Ξ 六 兀 四 Ξ 四 平成二十年一月十一日 利便性係数の決定 土地改良事業の工事の完了 県営土地改良事業の換地計画の決定 平 第 成 二 十 千 九 年 百 月 + + 日 号 (公共建築住宅課) 同 同 Ξ \equiv \equiv

0

0

古

田

都市計画の種類及び名称

 (\pm) 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備

岐阜県告示第十五号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十年一月十一日

岐阜県知事

古 田

都市計画の種類

大垣都市計画市街化区域及び市街化調整区域

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

 \equiv 縦覧場所

岐

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

岐阜県告示第十六号

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十年|月十|日

岐阜県知事 古

田

り告示する。

大垣都市計画道路

三・五・三十三号 寺内長松線

都市計画を定める土地の区域

=

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、大垣市都市計画部都市計画課及び垂井町建設課

岐阜県告示第十七号

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により中津川都市計

岐阜県知事

古

田

条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年|月十|日

中津川市

施行者の名称

= 都市計画事業の種類及び名称

中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道

事業施行期間

Ξ

昭和四十九年三月三十日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第十八号

のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定によ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

保安林として指定された目的 岐阜市大字三田洞字百々ケ洞一七六 (次の図に示す部分に限る。) 解除に係る保安林の所在場所

公衆の保健

解除の理由

無線施設用地とするため

いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

ので告示する。 の規定により、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定した

平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

太 田

俊

指示の内容

持ち出しの禁止

漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。 かかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘル ものの他、 ペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面 なお、当該公共水面の範囲については、 公共水面において、コイ (マゴイ及びニシキゴイ) がコイヘルペスウイルス病に 別途公表するものとする。 内水面漁場管理委員会が定め、三で示す

(=)放流等の制限

に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、 スウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面 PCR検査 (ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。) により、コイヘルペ

指示の期間

この限りでない。

平成二十年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

- 三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲
- (--) 瀬川、 揖斐川(牧田川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち津屋川、 | 相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に連接する水路・た旻川 (牧田川合流点から下流の本川) 並びに同支川のうち津屋川、大榑川、杭
- 川及びこれらの河川に連接する水路・ため池 新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、 長良川(板取川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち伊自良川、早田川、 吉田川、荒田川、糸貫
- (上麻生ダムから下流の本川) **ムまでの間)、同支川のうち新境川及びこれに連接する水路・ため池並びに飛驒川 木曽川 (付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダ**
- 神通川水系宮川(荒城川合流点から坂上ダムまでの間) 荒城川及びこれらの河川に連接する水路・ため池 並びに同支川のうち高原

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

の規定により、次のとおり指示したので告示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項

平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

俊

会長 太 田

揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、次のとおり水産動物の採捕を禁止す

指示の内容

全魚種	採捕禁止魚種
平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	採捕禁止期間
及びその支派川びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷はに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並	採捕禁止区域

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

共同漁業権の免許に係る平成二十年度魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百三十条第三項の規定により、第五種

平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会 会長太

田

俊

20 併 極 低 種 盟 華 殖 占 洪 及 Ç 蔙 눼 数

₩ 妈

催業	締 絶心	松 松 中 七 中	区部 3、共	区第 4 4 号	松館 七字 七字	広部 0 共中	内 料 元	区部 8 共心	広部 中 0 共 0	内 中 大	内部 12 共
	河川及び区域漁業協	大江川(全域)	中江川(全域)	揖斐川 (今尾橋から下流)	揖斐川(今尾橋~根尾川 との合流点)	牧田川(高田橋から上流)	景 根尾川(全域)	揖斐川(根尾川との合流 点~西平えん堤)	揖斐川 (旧久瀬村)、日 坂川	情 損斐川 (旧藤橋村)、坂 内川	も 長良川 (大薮大橋から下 計 流)
増殖方法	魚角	海津市	海津市	養老郡、海津市	西濃水産	牧田川	根尾川筋	揖斐川中部	揖斐川久瀬	揖斐川上流	海津市、木曽川 長良川下流
	⊕ 9+				1,140	330	7,040	2,300	180	1,360	
益	あまい、鍛毛型もまめ、あまい					70	600	200	70	310	
垂				160	80						210
	# I					10	Ŋ		ω	2	
按	いわなぶ						5		2	ω	
浜	A	340	60	1,020	1,210		50	60			200
(k	つなば	60	40	140	95	20	130	30	ر ت	20	70
	がまずもくずがに(尾)	30	10	40	100		10				120
	もくず かに(尾)				2,500						
H H	多多				2,000						
公会	さかさうぐい 感覚 おいかち										
	44114			ω	6	ω	ы	4	ω	ω	_
産卵場造成	η η η	ω	2								
_	あじめ かじか ましのどじょう										
(箇所)	かじか										
	がこの										

	,	1 7-7	,	73				<u></u>		TIA						
大 中 28 28	内 第27年	大 第26年	沙 第25 中	第 24 年	治 23 中	必 第22 年	地 第21 年	第20 年	内部 共中	内部 共中81	区 第17号	大明 大明 大明	大中 大中 大中	内部 共	大明 13中 大明	松部 北中
外洞川	落合三	木合創え	木曽川 置えん:	表山省人	可児川	木洩曾え	神野川 流)	放料 與 場	武憲三上流)	津保川	津紀	長良川 境から	長良! 	圏	長市	大原 人 高 (
		木曽川(笠置えん堤 合えん堤)	川(兼山えん堤・ ん堤)	木曽川(今渡えん堤 山えん堤)	(全域)	を温の表現		板取川 (美濃市 村境から上流)				美一の無	一様(表・	(A)	長良川(長良大橋 市・関市境)	
(全域)	(全域)	置え/	大	渡え/	英	漢で	対			津橋が	津橋が	(美濃市・ 上流)	中世	ひ門が	良大	数大
		1 ≀	(1		木曽川(東海大橋から今 渡えん堤まで)	(御園下橋から上	・旧洞戸	(谷口頭首工から	(富津橋から上流)	津保川(富津橋から下流)	费	(岐阜市・関市境 市・郡上市境)	(犀川ひ門から上流)	**~ 岐阜	(大薮大橋~長良
长	栅	榕恵	# K	無口配	믜	_			き			部		sim		
恵那	恵那	恵那	木曽川中流	日本ライン、曹川中流	可泥	当日書	業	板取川上流	Ë	津保川	長良川中央	费	長良川中央	鬼	長良川	長良川、
			流			木曽川長良川下流、日本ライン、 木曽川、愛北		流			粜		粜			西濂头
				*		77										*
10	60	4,950	330		100	2,320	30	1,960	1,080	2,920	1,520	14,520	8,420		3,520	
	20	290	60				20	140	230	50	Οī	1,570	50			
						140									880	480
	Ο Ί	30	ر ت		70			10		10			Ŋ			
		30										15	10			
					N)	(D						CI	0	N)	(D	0
		120	50	80	200	540				20	60		10	210	500	650
Ŋ	ΟΊ	100	50	20	40	160	2	45	20	40	20	220	60	70	325	30
						50								30	140	20
														2,000	5,040	4,400
						3,000									4,000	
					120											
	ω	رن ن	ω		ω	ω	_	4		6	(2)	o	10		6	_
		- 01	_ w		_ w			+-		- 0,	ω					
		2			2										Ŋ	
		10						<u></u>		4		12	ω			
												10				
												16				

	191	• •				収	무		公	牧		1 17704	20 年 I .	(18)		
内 共 小鳥川 (飛驒市河合町・ 第45号 高山市清見町境から上流)	内 共 高原川 (全域)	内 共 宮川 (飛驒市古川町・同 第43号 市河合町境から上流)	内 共 宮川 (富山県境~飛驒市 第42号 古川町・同市河合町境)	内 共 宮川 (富山県との県境区 第41号 域)	内 共 上村川 (全域)	内 第39号 明智川 (全域)	内 共 矢作川 (愛知県との県境 第38号 区域)	内 共 第37号 土岐川 (全域)	内 共 和良川 (中原用水えん堤 第36号 から上流)	内 共 馬瀬川 (下呂市金山町・ 第35号 同市馬瀬町境から上流)	内 共 馬瀬川 (下呂市金山町・ 第34号 同市馬瀬町境から下流)	内 共 飛驒川 (JR高山線第16 第33号 益田川橋から上流)	内 共 飛驒川 (金山橋~JR高第32号 山線第16益田川橋)	内 共 飛驒川 (七宗えん堤~金 第31号 山橋)	内 共 飛驒川 (青柳橋~七宗え 第30号 ん堤)	内 共 第29号 川上川 (全域)
宮川	高原川	對川	宮川下流	高原川、宮川下流、富山	岐阜県矢作川	岐阜県矢作川	岐阜県矢作川 (愛知県) 矢作 川	土岐川	和良川	馬瀬川上流	馬瀬川下流	益田川上流	散 田三	益田川、飛驒川、 馬瀬川下流	飛驒川	恵那
160	5,050	4,230	4,680	1,000	1,040	520	730	340	1,100	4,840	2,750	1,590	7,460	110	9,320	240
75	1,060	430	440	10	120	60	20	10	110	380	190	620	900		460	40
60	40	360	300					ζη		ΟΊ		ر ن ا	ΟΊ		20	10
40	80	90	480	ΩI					10	ΩI	Ŋ	10	120			
5		σı	ΟΊ				20	150				ΟΊ		Οī	10	
10	40	65	130		25	15	55	25	20	20	60	20	60	Ŋ	240	10
								120			120					
	ω	ω	4		ω	2		5	ω	Ŋ	5	Ŋ	0	2	7	22
	ر ت	5							7	7	5	10	17		7	
									7	Ŋ	Ŋ	10	10			
	Ŋ												10		10	

(19) 平成20年 1月 11日	岐	阜	県	公	報				筆	191	1 문
(F. N. (a) N		百			TIX		公第 共	第 次 第49号 大	公第 中 本 中	及第 共命	公部 共 心
哲学県 日 日 日 日 日 日 日 日 日	平成二十年一月十一日	百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等についし岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則	落札者等に関する公示	公		П	庄川 (全域)	大長谷川(全域)	万波川(全域)	小八賀川(下切発電所え ん堤から上流)	荒城川(高山市国府・同 市丹生川町境から上流)
哲学・ 日 田		次のとおり落札者等について公示する。達手続の特例を定める規則(平成七年)		示		빡	庄川	宮川下流	宮川下流	丹生川	丹生川
事 本で は 本で は まま は まま は まま は まま は まま ままま な は まま な まま な まま な まま おまま な ままま な ままま ない ままま しょうしゅう しゅうしゅう しゅう						101,270 10,480	1,720			50	250
は		示する 年				10,480	1,670			150	50
一ク運		て公示する。(平成七年岐阜県規則第				1,950					
學 第一条 (中) (中)		規則第				1,345	360			10	10
5 4 3 3 5 6 6 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			<u> </u>	7 6	,	1,560	340	20	60	200	30
報 (本 を を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	7) 所	X S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	落む丸谷谷		5,595	10				
契約の相手方を決定した手続 入札公告を行った日 平成193 落札者を決定した日 平成193 落札者の住所及び氏名 岐阜 西日: 支店 変約に関する事務を担当する。 部局の名称 岐阜県総合企 所 在 地 岐阜市薮田南	S S I)所 在 地 岐阜市薮I 支阜情報スーパーハイウェ 特定役務の名称及び数量	部局の名巻	落札金額 1,089,900,000円 物約に関する事務を担当す		2,652	30				
:方を決定した :行った日 平 :行った日 平 :所及び氏名 133,350,000円 -る事務を担当 指称 岐阜県総 地 岐阜市薮) (『単域』 インハー。 ※22 公務	岐阜県	1							
だ平平 一 一 日 当 総 藪 一 一	盔	∵ ⊞	枝阜県総合企画部情報企画課	は は 日 000日		550 13,940					
ルナ手続 一般競争 平成19年10月16日 平成19年11月27日 1 岐阜市梅ケ枝町 西日本電信電話 支店長 田村 5数日南2丁目1番 5数田南2丁目1番	기 } 기 :	32 丁目1 (元送)1 (元送)1 (元送)1 (元送)1 (元法)1 (元法)	画等	以 回 9		9,000					
一般競争入札 10月16日 11月27日 種ケ枝町2丁 電信電話株式 田村 公雄 部情報企画課 丁目1番1号	3	1番1 8運用(6 報スー	お全要の	分 学 で		360					
契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 入札公告を行った日 平成19年10月16日 落札者を決定した日 平成19年11月27日 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ケ枝町2丁目31番地 西日本電信電話株式会社 岐 支店長 田村 公雄 支店長 田村 公雄 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課 所 在 地 岐阜市薮田南2丁目1番1号	;	号で委託	3 第 5	落札金額 1,089,900,000円 物約に関する重数を担当する処局のを称びが航左体		0 146					
手続 一般競争入札 成19年10月16日 成19年11月27日 成19年11月27日 大原車市梅ケ枝町2丁目31番地 西日本電信電話株式会社 岐阜支店 西日本電信電話株式会社 岐阜支店 西日本電信電話株式会社 岐阜支店 西日本電信電話株式会社 岐阜支店 西日本電信電話株式会社 岐阜支店	- \ 	ジ業務に	Ġ	\$			ω				
	2	所(在)地(岐阜市薮田南2丁目1番1号) 阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務に関する落札者等] \$定役務の名称及び数量(「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業				16 109					
	Ì	落札者急 :路運用					ω				
	<u> </u>	全 全 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 る る る る る る る				53	ω				
	Š	業				41					

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十年|月十|日

岐阜県知事 古 田

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアパレット

請のあった年月日

平成十九年十二月六日

の氏名 今井佐登美

Ξ

五

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町萩原一四二一番地

定款に記載された目的 この法人は、「私の健康」をテーマに地域の人々が、

活を送るための在宅支援に関する事業を行い、すべての 生命の質、生活の質を維持増進しより生きがいのある生

人々が健やかに暮らせる地域社会作りと、保健、 医療、

福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

岐

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

申請のあった年月日 平成十九年十二月十二日

Ξ の氏名 久野 文子 特定非営利活動法人風庵

特定非営利活動法人の名称

たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字加納一一六番地の二

> 五 定款に記載された目的 神的支援活動事業を行い、 この法人は、 岐阜県内の要支援者に対して身体及び精 地域社会の福祉増進に寄与す

ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十年|月十|日

岐阜県知事

古

田

申請

のあった年月日

平成十九年十二月二十日

= 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アグリ・チャレンジさかうち

Ξ の氏 名 山口 信義

兀

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、坂内村を中心とした周辺地域に対して、 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三〇六番地

五

ちづくりを進め、これを情報発信することにより誇りを **事業を行い、中山間地域における地域資源を活用したま** 展山村の食文化等を通じて都市と山村の交流、福祉の増 青少年の健全育成、環境の保全などの実践に関する

持ち、心豊かで安心して支え合うことのできる新たなシ

ステムづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

報

五 四 Ξ 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 請 の あっ た年月日 氏 この法人は、次の目的をもって事業を行うものとする。 特定非営利活動法人アガペケアセンター 土岐 平成十九年十二月十八日 岐阜県土岐市泉池ノ上町一丁目一一番地二号

ション社会を形成していくことが当団体の法人設立の目 ず、介護・介助者・地域近隣の人達による支援を受け、 のである。又、グループホーム入居者、非入居者を問わ ホーム)を形成して、かかる活動を実現しようとするも きるものと考え、知的障害者自立共同ホーム (グループ 幸いな日常生活を営むことが望ましい自立生活を確保で プを作り、地域社会の中で、キリスト教精神に基づいて、 くする者が、一般社会の協力を得て、4から5名のグルー 本的人権から考えて極めて困難であり、この状況を同じ 会人としての自立生活を営むためには、各人の自立や基 社会人としての自立生活を営み、広くノーマライゼー 知的障害者が、家族や収容施設に入居しながらの、社 四 Ξ

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

岐

出とみなし次のとおり公示する。 規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定により大**

通課及び東濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十年一月十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成十九年十二月二十一日

届出者の氏名又は名称

ユニー 株式会社

建物の名称及び所在地

ユニー 瑞浪店

変更しようとする事項

岐阜県瑞浪市薬師町二丁目七二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前十時 (年間三日は午前九時

(変更後) 午前九時

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時

(変更後) 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前九時三〇分~午後八時三〇分 (年間三日は午前八時三〇分~午後八

(変更後) 午後八時三〇分~午後九時三〇分 時三〇分)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

通課及び飛驒振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十年一月十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

=

意見の概要

意見なし (届出事項

変更)

中津川市苗木柳ノ木四八八一 バロー苗木ショッピングセンター

外

建物の名称及び所在地

平成十九年十二月二十一 届出年月日

日

Ξ 届出者の氏名又は名称 大和リー ス株式会社

ゲオ高山店・西松屋チェーン高山店 建物の名称及び所在地

変更した事項 高山市昭和町三丁目三八 外

四

大規模小売店舗を設置する者の名称 (変更前) 大和工商リース株式会社

(変更後) 大和リース株式会社

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

おいて縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十年一月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課に

平成二十年一月十一日

岐

岐阜県知事 古 田

する。

おいて縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十年一月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課に

平成二十年一月十一日

岐阜県知事

古

田

ヤマダ電機テックランド瑞浪店 建物の名称及び所在地

瑞浪市土岐町字立町六九五八 外

意見の概要

意見なし (届出事項 新設

県営土地改良事業の変更計画の決定

十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

輪之内南部地 施行に係る地区名 X 輪 縦 之 覧 内 町 場 役 場 所 同平成二〇・ 縦 覧 =-期 __ 二 よ で ら 間

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、 の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を美濃加茂市長と協議したいので、 **事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

山之上地区	施行に係る地区名
美濃	縦
加茂	覧
市役	場
所	所
同平成〇	縦
•	覧
<u></u>	期
二かでら	間

県営土地改良事業の換地計画の決定

供する。 する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に 県営土地改良事業恵北地区本郷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成二十年一月十一日

岐阜県知事

古 田

平成二十年一月十一日から

縦覧期間

年二月十二日まで

縦覧場所

中津川市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧 に供する。 県営土地改良事業恵北地区見佐島工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古

田

縦覧期間

同 平成二十年一月十一日から 年二月十二日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

土地改良事業の工事の完了

十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田

			性化総合整備事業県営中山間地域農村活				事業の種類
小坂地区中重工区	小坂地区彦七垣内工区	小坂地区松原工区	小坂地区稲倉工区	小坂地区坂下工区	小坂地区郷石原工区	小坂地区無数原工区	施行に係る地区名
平成一七・三・二五	平成一七・一〇・ 七	平成一七・ 三・二五	平成一七・一〇・ 七	平成一七・一〇・ 七	平成一七・ 三・二五	平成一七・ 三・二五	工事完了年月日

利便性係数の決定

る利便性係数を次のように決定し、平成二十年度から適用するので、岐阜県県営住宅条 **公営住宅法施行令 (昭和二十六年政令第二百四十号) 第二条第一項第四号の規定によ** (昭和三十五年岐阜県条例第二号) 第五条第二項の規定により公示する。

Γ	第191	1号					岐	阜	県	公	* \$	報		平点	t 20 年	1月1	1日	(24)
平成二十年一月十一日発行平成二十年一月十一日印刷			北方住宅	宮代住宅		尾崎住宅	泉北住宅	旭ヶ丘住宅	赤保木住宅	荒崎住宅	藤江住宅	夕陽ヶ丘住宅	田神住宅	加野住宅	近の島住宅	白木町住宅	名称	
月十一日発見			本巣郡北方町	不破郡垂井町		各 務 原	土岐	多治見	高山	大垣	大垣	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	位	
I J APS			方 町	ガ町		市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	置	
発行者岐		A二、A四及びS一からS四まで	B十四まで及びE一	A一からA六まで	C五、C六及びC九	十まで A一からA二十まで及びB一からB	A一からA八まで及びB一	A一からA十六まで及びB	A一からA四まで	A一からA九まで	F一からF六まで、GIR	A O	F一からF七まで	HーからH十六まで	A〇からA十五まで	A O	番	岐阜県知事
岐阜市薮田南二丁目一番		3四まで	B から			ー から B	_	<u>B</u>			一 及 び G 二						号	古田
皇二丁目一番一号県		1.000	〇・九六五	O·九 五	〇・九九〇	〇・九六五	〇・九四〇	〇·九 五	〇・九 五	〇・八九〇	〇・九六五	〇・八六五	〇・九四〇	〇・八四〇	〇・九九〇	1.000	利便性係数	鞶
印刷新岐阜市																		
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 飯 尾 寛																		
8十三 一一 岐飯																		